商品概要説明書
JA農産物直売所クーポン券付定期貯金

（平成 30 年 6 月 4 日現在適用中）

1. 商品名 （愛　称）	スーパー定期貯金（単利型） （JA 農産物直売所クーポン券付定期貯金「マルシェ」：デビューマルシェ）
2. 募集総額	30億円
3. 取扱期間	平成30年6月4日から平成30年8月31日まで ・募集総額に達した場合、達成日の翌々営業日をもって取扱を終了させていただきます。 ・募集状況は各JA金融窓口にお問い合わせいただくか、ホームページをご確認ください。 （HP：http://www.naganoken-jabank.or.jp/root/tameru/chokin/teiki/super/marche.php）
4. 販売対象	・個人の方 ・平成30年4月 2 日以降にJAと金融取引を始めた方 （JAとの金融取引開始に伴い設定されるシステム上の登録日が、平成30年4月 2 日以降の方） ※それ以前に取引を開始されている方にはクーポン券は発行されません。 ・JAネットバンク・ATMからのお預け入れはできません。
5. 預入期間	・定型方式 1年 ・自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱となり、JA農産物直売所クーポン券付き定期貯金「マルシェ」ではない「スーパー定期貯金」としての継続となります。
6. 預入方法 ①預入方法 ②預入金額 ③預入単位	 ・一括預入 ・お一人につき10万円以上100万円以下 ※上限額以上お預けいただいてもクーポン券は発行されません。 ※＜フリー＞マルシェをご契約の方は、両商品を合わせて100万円までとなります。 ・1円単位
7. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
8. 利息 ①適用金利 ②利払頻度 ③計算方法 ④税金 ⑤金利情報の入手方法	 ・預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。自動継続の時は、原則としてスーパー定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を 365日とする日割計算をします。 ・20.315％（国税 15.315％、地方税5％）の分離課税となります。 ※平成 49 年 12 月 31 日までの適用となります。 ・金利は店頭に表示しています。または、窓口でお問い合わせ下さい。
9. 手数料	－
10. 付加できる特約事項	・総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年 0.5％を上乗せした利率） ・マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。
11. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 ①預入期間が6ヶ月未満の場合　　解約日における普通貯金利率 ②預入期間が6ヶ月以上1年未満の場合　　約定利率×50％

12. 貯金（預金）保険制度（公的制度）	・保護対象 当該貯金は、当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
13. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 JA 本支店（所）または当 JA 担当部署（注）にお申し出ください。当 JA では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。（注）お申し出先は最終頁をご確認ください。 また、長野県農業協同組合中央会が設置・運営する長野県JAバンク相談所（電話：026－236－2009）でも、苦情等を受け付けております。 ・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合〇〇部または長野県JAバンク相談所にお申し出ください。 なお、直接お申し立ていただくことも可能です。 東京弁護士会　（電話：03－3581－0031） 第一東京弁護士会　（電話：03－3595－8588） 第二東京弁護士会　（電話：03－3581－2249） 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記長野県JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」
14. その他参考となる事項	（特典について） ・JA農産物直売所および(株)長野県A・コープ各店舗で使用できるクーポン券を、本定期貯金ご契約額 10 万円毎に 500 円おつけします。 （例：29 万円のご契約の場合も、おつけするクーポン券は 1,000 円になります） ・クーポン券を使用できる店舗一覧は、クーポン券付与時に同封する他、JA金融窓口への備え付けやホームページ（http://www. naganoken-jabank.or.jp/root/page/marche）へ掲載いたします。 また、使用可能店舗には、使用可能場所の表示をいたします。 ・使用期限は平成30年12月末日までとし、それ以降はご使用いただけません。 ・農産物の出荷状況等により、12月31日まで営業していない店舗もございます。 クーポン券はお早めにご使用ください。 （クーポン券のお渡し方法について） ・貯金契約でお届けいただいたご契約者様のご住所へ郵送いたします。 ・お客様のお手元へ届くまでに最大で1ヶ月程度かかります。 （中途解約について） ・この定期貯金は原則として満期日前に中途解約することはできません。

※ 上記に記載のない事項については、「スーパー定期」と同様の取り扱いとなります。

※ お取扱い条件は、今後の金融情勢その他の事情により変更させていただく場合がございます。
詳しくは窓口にお問い合わせください。

本商品にかかる当組合の担当部署

長野県信連　JA バンク統括部　（電話：026-236-2065）

本商品にかかる当組合の担当部署
長野県信連 JA バンク統括部　（電話：026-236-2065）